第四十一条の二十二の次に次の一条を加える。

（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）

第四十一条の二十三　平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。第三項において同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第百六十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。

2　前項の非居住者の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得税法第百六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間において行われる同号の業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条及び第百七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第百六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

二　所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。）」とする。

第四十二条の二第一項中「第六項に」を「第七項に」に、「第六項第一号ロ」を「第七項第一号ロ」に、「第六項第二号ロ」を「第七項第二号ロ」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項第一号中「第三項」を「第三項第一号」に改め、同条第二項中「第六項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第六項第一号ロ」を「第七項第一号ロ」に、「第六項第二号ロに掲げる法人を」を「第七項第二号ロに掲げる法人を」に改め、同項第一号中「第六項第二号ロ」を「第七項第二号ロ」に改め、同項第三号中「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に改め、同条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「振替国債」を「振替国債（振替国債に係る債券現先取引（次に掲げる債券」に改め、「と特定金融機関等」の下に「（当該取引が第二号又は第三号に掲げる債券に係るものである場合にあつては、第七項第二号イに掲げる法人に限る。）」を加え、「第六項第二号ロ」を「同号ロ」に、「振替国債に係る債券現先取引に」を「振替国債等に係る債券現先取引に」に、「第十二項」を「第十三項」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同項に次の各号を加える。

一　振替国債

二　外国が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　外国法人が発行する債券で政令で定めるもの（第五条の二第四十二条の二第四項中「受ける特定外国法人」の下に「（適格外国証券投資信託（第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託をいう。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき当該利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。）」を加え、「第六項第二号ロ」を「第七項第二号ロ」に、「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同条第十三項中「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「振替国債に係る特定債券現先取引」を「振替国債等に係る特定債券現先取引」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第十項」を「第十一項」に、「、「所在地」を「、「（同項」に、「所在地又は」を「又は」に改め、「の所在地」の下に「（第五項」と、「所在地並びに」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに」と、「の名称」とあるのは「の名称又は変更後の名称」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項第一号ハ」を「第七項第一号ハ」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「定める書類」の下に「（第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該書類及び適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類）」を加え、「を当該」を「（同項の規定の適用がある場合にあつては、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る第五条の二第二項の記載）を当該政令で定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である特定外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける第三項に規定する支払を受ける利子については、当該外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

第四十二条の二の二第一項から第三項までの規定中「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同条第四項中「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に、「第二十九条の二第八項から第十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に、「第三十七条の十四第三十二項から第三十六項まで、第三十七条の十四の二第二十九項から第三十三項まで、第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで、第三十七条の十四の二第三十二項から第三十六項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第二号中「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「特定新株予約権等の付与に関する調書」を「特定新株予約権の付与に関する調書」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第三十五項」に改め、同項第三号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四の二第二十八項に規定する報告書」を、「第三十七条の十一の三第九項」の下に「、第三十七条の十四の二第二十九項」を加え、同項第四号中「、同条第九項ただし書」の下に「、第三十七条の十四の二第二十九項ただし書」を、「報告書」の下に「、第三十七条の十四の二第二十九項ただし書に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第二十九条の二第八項」を「第二十九条の二第九項」に、「第三十七条の十四第三十二項」を「第三十七条の十四第三十七項」に、「第三十七条の十四の二第二十九項」を「第三十七条の十四の二第三十二項」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「（以下この項において「普通法人」という。）」を削り、「おいて同法」を「おいて法人税法」に、「及び第百四十三条第五項各号に掲げる法人」を「若しくは第百四十三条第五項各号に掲げる法人又は次条第八項第八号に規定する適用除外事業者」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）」を削り、同表の第三号の第一欄中「法人税法第二条第七号に規定する」を削り、同号の第二欄中「同法」を「法人税法」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。